

【事案Ⅲ－３】傷害共済金請求

・2019年9月4日 和解解決

<事案の概要>

台風が接近した際、申立人家族が外の異音を聞き、戸外の様子を見に行きガレキの山に足を取られ転倒し、下肢骨折したため入院・手術治療を行ったため、傷害共済金を請求したところ、被申立人が共済金非該当と判断したことを不服として、裁定の申立てがあったもの。

<申立人の主張>

1. 申立ての趣旨

被申立人は、火災共済契約に基づく傷害共済金30万円を支払え、との判断を求める。

2. 申立ての理由

申立人家族のケガは台風という異常環境の中で、飛来物やガレキ等が溜まった敷地内において転倒し、骨折に至ったのであり、約款・事業規約の支払要件に充分該当するため、被申立人の判断は誤っている。

<共済団体の主張>

1. 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

2. 申立ての理由に対する答弁

転倒は充分回避できたものであり、台風がその転倒に直接関係しているとは考えられない。また、対象の建物に対して共済金が支払われていない。

したがって、傷害共済金の支払事由には該当しない。

<裁定の概要>

約款・事業規約の解釈については、被申立人が主張する支払要件が成立する必要はないと判断することができるが、傷害発生は台風の影響は推認できるものの、申立人側の立証も不十分な状況であるため、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、双方に和解解決を打診したところ、両当事者合意し、和解解決となった。